だったと思う。

原告　あとの施設は、タイプＡの地震で加速度が２００Ｇａｌ，タイプＢで８０Ｇａｌということか？

垣見　そうだ。

原告　重要な施設については３００Ｇａｌと１２０Ｇａｌということ。

垣見　そうだ。

原告　なぜ加速度が大きいと良くない？

垣見　施設にかかる力が大きくなるから。

原告　加速度の計算は「金井の式」で？

垣見　そうだ。

安全審査で見落としていた活断層

原告　中央構造線に含まれていて伊方原発敷地から約８０Ｋｍのところにある「岡村断層」について、発見された断層のずれに相当した大地震の記録はないが、たぶん７、８世紀に大地震が起ったと地質学会では考えている。そして、動いた断層の全体の長さは約８０Ｋｍで、地震のマグニチュードは７．９程度であったと。それで私たちは、その地震をタイプＢに属しているとして、敷地での地震加速度を「金井の式」で計算すると、約９０Ｇａｌになったが、それは認めるか？

垣見　計算していないので、すぐには答えられないが、その程度だと思う。

原告　だとすると、安全審査で、タイプＢの地震の加速度は８０Ｇａｌとしたことは間違っていたことになるのではないか？

垣見　設計段階で地震の応答について余裕を見ているから、加速度が少々大きくなっても大丈夫だ。

（休憩後）

裁判長　反対尋問だから、ただの質問のようにではなく、糾弾調でやってほしい。

原告　四国電力が出している加速度の大きさについて、さっきのように助け船を出すのはおかしいではないか？

垣見　安全審査では、活断層地震についての推定はやらなかった。それは、耐震設計の段階で応答スペクトルに余裕をもたせればいい、という考え方だった。

原告　それは、あなたの個人的な考え方にすぎないだろう。私たち住民には、安全審査では８０Ｇａｌとしてあるから安全だ、と言っておきながら、それより大きな加速度の証拠が出てきたら、８０Ｇａｌ以上でも大丈夫というのはおかしいのではないか？

垣見　文書には書かれていないが、活断層についての知識が十分でなかった当時では、設計段階で余裕を持たせると考えていた。

（以下次号に続く）

会計報告（'94.3/1～3/31）

収入	
会費	６、０００
ニュース講読料	３４、０００
コピー代	３、５００
計	４３、５００
支出	
ニュース印刷代	２５、０００
郵送料	１０、２１３
振替手数料	２９０
資料費	５、１００
コピー料	６、８８３
計	４７、４８６
差引	－３、９８６
積立金合計	２、１７６、５１６

伊方訴訟ニュース

第248号
1994年4月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

札幌地裁が北海道電力に文書提出命令
泊原発の「保安規定」全文を

北海道電力泊原発の周辺住民は、同原発の運転差し止めを求めて、１９８８年８月から札幌地裁で民事訴訟を続けてきている。昨年９月に原告住民側は、それまで北海道電力がごく一部しか提出していなかった同原発の「保安規定」の全文を提出するよう命令を出してほしいと、裁判所に申し立てた。「保安規定」には原発の安全管理体制などの詳細が記載されているが、どの電力会社でも非公開扱いしてきている。これに対して裁判所は、さる２月はじめに、被告の北海道電力に対して、住民の請求どおりに全文を提出するよう命じる決定を出した。

その決定では、「保安規定」は「事故防止のための基本事項を定めたもので、周辺住民の生命、身体に危害がないことを明らかにすることも目的の一つである」とした上で、「訴訟では安全性が主要な争点であり、保安規定はその解明に必要かつ重要な証拠」と判断している。

北海道電力では、「即時抗告」も含めて対応を検討したが結局裁判所の命令を受け入れ２月１０日に「保安規定」を提出した。「保安規定」が問題になったきっかけは、昨年３月の証人尋問の際に、同電力の原子力部長が非公開の保安規定に言及したためであった。

原発裁判で裁判所が保安規定の提出を命じたのは、東北電力を相手にして女川原発の運転・建設の差し止めを求めた民事訴訟が最初（昨年３月）であり、今回の決定は二例目である。

伊方原発１号炉訴訟でも、高松高裁での控訴審で１９８１年２月に伊方原発の保安規定の提出命令を求めた（「訴訟ニュース」第９０号参照）。それ以前に住民原告側は弁護士会を通じて四国電力に対し、保安規定と「運転要則」などの提出を求めたが、提出を拒否された。原告側の文書提出命令申し立てに対して被告の国は、次のような理由を挙げて申し立てに反対する文書を提出した（「訴訟ニュース」第９３号参照）。

「（被告の）主張を明確にするためにその（保安規定の）存在について自発的、積極的に言及したものではなく、控訴人（原告）らの準備書面における被控訴人（被告）に対する求釈明に応じ、消極的に、右文書（保安規定のこと）の存在について言及したまでに過ぎない」と。

つまり、国側は、保安規定を自分たちの主張の証拠として積極的に引用したのではない

から、裁判所の強制的な命令の対象にならない、ということであった。高松高裁は、１９８２年５月になって、被告國側の抗弁を全面的に受け入れ、文書提出命令の対象に該当しないとの決定を下したのである（「訴訟ニュース」第１０６号参照）。

伊方２号炉訴訟も、女川訴訟や泊訴訟と違って、国相手の行政訴訟であるため、四国電力の保安規定を提出させることは難しいと思われる。しかし、各地の裁判所が住民側の要求を受け入れて、非公開の資料まで証拠として相手側に提出させるようになってきたことは、行政訴訟でも、国が非公開としている安全審査資料などの提出を要求することの大事さを教えている。

垣見証人第２回反対尋問の内容

－２号炉第５１回公判（1994年1月28日）－

（その２）

（午後の部）

裁判長　午後５時まで時間を取ることにしたので、それまでに反対尋問が終るように頑張ってほしい。

「土佐沖地震」を除外したことについて

原告　午前の続きだが、安全審査で考慮しなかった「土佐沖地震」について、続いて尋ねておきたい。四国電力の資料では、「土佐沖地震」は伊方原発の敷地に対する卓越周期は１秒近い値となっていることは認めるか？

垣見　認める。

原告　ところで、四国電力が安全審査に提出した申請書によると、常時微動地震の調査の結果、伊方原発敷地では周期が１秒以上の顕著な卓越周期のあることが分かった、と記載されているのを知っているか？

垣見　知っている。

原告　これらのことは非常に重要なので、後程、見解を正すことにして、次に進む。

見落としていた破砕帯（＝断層）

原告　伊方２号炉の炉心から約８Ｋｍのところにある「ごぜトンネル」についての愛媛県八幡浜土木事務所の資料によると、約２Ｋｍのトンネル予定地に破砕帯が６本もあるが安全審査当時は分からなかったのか？

垣見　そうだ。しかし、それらの破砕帯は伊方原発敷地の地盤の安定性には何の影響も与えない。

原告　その資料によると、音波探査の結果が秒速３．８～４．８Ｋｍとなっているが。

垣見　そのとおり。

原告　この速度のデータだと岩質はどうなるのか？

垣見　岩盤強度としては良い方だ。

原告　県の土木部に聞いたが、５以上でないと良くないと言っていたが？

垣見　破砕帯が活断層であって、それが原因の地震によって敷地に影響を与えない限り敷地の外に破砕帯があっても問題ない。

原告　しかし、それらの破砕帯については調査はしていないだろう？

垣見　そうだ。

原告　調査範囲はどれぐらいだったのか？

垣見　文献調査は約３０Ｋｍの範囲。

原告　米国では？

垣見　敷地周辺の断層や地耐構造を調査するという指針があることは知っている。

原告　ところで、３号炉の安全審査では、２号炉の時は伊予灘地震に含めていなかった「安芸伊予灘地震」はどうしたのか？

垣見　３号炉の安全審査では、地震をタイプＡとＢに分けずに、すべての地震について地震動を評価する方法を採用した。

原告　それはおかしい。前回の反対尋問では、安全審査の方法は当時も現在も変わっていない、と述べていたのに。そのことはさておいて、３号炉安全審査で「安芸伊予灘地震」を伊予灘地震に含めたのかどうか答えてほしい。

垣見　２号炉の時とは別に扱った。

原告　また、２号炉の時に除外していた「土佐沖地震」はどうしたのか？

垣見　敷地に影響を与える地震として用いていた。

ボーリングと音波探査とでは？

原告　音波探査では断層の横ずれは測定できないのでは？

垣見　断層の位置は分かるが、横ずれの量は分からない。

原告　地質や地層の詳しいことは分かるのか？

垣見　一般的には、海上で線状に調査するので地上でやるより細かいことまで分かる。

原告　ボーリングをやれば岩盤の試料は取れるだろう？

垣見　そのとおり。

原告　ボーリング試料で調べられることと同じようなことは音波探査でできるのか？

垣見　それほどキメ細かいことはできない。

地震のマグニチュードについて

原告　１９８９年版の理科年表では、「安芸伊予灘地震」のマグニチュードは７．０～７．４に、「伊予西部地震」は７．３～７．５となっていることは認めるか？

垣見　そのとおりだ。

原告　２号炉の安全審査に提出した四国電力の資料では、「伊予西部地震」のマグニチュードは７．０となっているね？

垣見　そのとおり。

原告　そうすると、安全審査でやったように、四国電力が出した数値から０．５を引くどころか、最近の値はそれより０．５も大きくなっているではないか？

垣見　そのことは認める。

中央構造線と地震

原告　中央構造線の定義は？

垣見　狭義には、一億年前にできた地質境界線だが、広義には、その周辺に見つかっている新しい年代にできた断層も含めている。

原告　活断層の長さや変位量と地震のマグニチュードとの関係をあらわすのに松田の式というのを使っているが？

垣見　広く用いられている。

原告　ところで地震断層とは？

垣見　大地震や浅い地震の際に地表にあらわれた断層のこと。

原告　地震断層は活断層か？

垣見　そうだ。

原告　敷地への影響の仕方によって、地震をタイプＡとＢに分けているのか？

垣見　そうだ。近い地震と遠い地震。

原告　地震加速度の１．５倍を設計で考慮しているという「安全上重要な施設」には、どんなものがあるのか？

垣見　原子炉容器と原子炉の緊急停止装置